

第 1 当審査会の結論

富山県知事（以下「諮問実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、部分開示とした決定は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 13 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により諮問実施機関に対して、次の公文書の開示請求を行った（以下「本件開示請求」という。）。

マリッジサポートセンターが平成 28 年 2 月～4 月の期間内に会員を対象に行った、利用者アンケートの回答の個別表を全て公開せよ

（とやまマリッジサポートセンターは大同生命富山ビル 7 階に開設されており、諮問実施機関から（公社）富山県法人会連合会に委託された結婚支援事業を実施している。）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

諮問実施機関は、審査請求人の本件開示請求に対し、次のとおり、平成 29 年 3 月 27 日付け地創第 271 号で条例第 11 条第 1 項の規定により部分開示決定を行った（以下「本件処分」という。）。

ア 開示をしない理由

諮問実施機関は、アンケートのご意見、ご提案等の個人意見記入部分について、アンケートの記載内容からは特定の個人を識別することはできないが、公開を前提としたアンケートの実施ではなく、回答者の個人的事柄、心情など人格と密接に関連する情報も記載されていることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当するとした。

また、結婚を希望する方々を支援する事業を行う「とやまマリッジサポートセンター（以下単に「センター」という。）」は、事業の遂行に必要な個人に関する情報を取り扱っており、センター事業の遂行に当たり実施したアンケート調査の記載内容を公開した場合は、今後、実施する各種アンケート調査において、事後公開の可能性を考慮し、率直な意見を記載しない、又は控えるなど、センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7 条第 6 号本文に該当するとした。

イ 特定した公文書

平成 28 年 2 月から同年 4 月までの期間で、観光・地域振興局地方創生推進室が実施した、センターの会員を対象にした利用者アンケートの回答の個票の全てを公文書として特定した。

(2) 本件審査請求

審査請求人は、平成 29 年 6 月 29 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 4 条の規定により諮問実施機関に対して審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

(3) 当審査会への諮問

諮問実施機関は、条例第 19 条の規定により、平成 29 年 7 月 19 日付け少県第 132 号 - 1 で本件審査請求について当審査会に諮問を行った。

第 3 審査請求の内容

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書によれば、概ね次のとおりである。なお、審査請求人は平成 30 年 2 月 21 日開催の当審査会での意見陳述は欠席している。また、当審査会に対し、審査請求人より意見書が二回提出されている。

1 趣旨

「処分を取り消す。」との裁決を求める。

2 理由

審査請求人は、開示されたアンケートの「ご意見、ご提案などの個人意見記入部分」は意図的に黒く塗りつぶされていたが、開示をしない理由は、条例を恣意的に解釈、運用しており、法定な根拠とはなっていないと主張する。

また、アンケートの一部は人格に触れる部分はあっても、その大部分は行政サービスに対する意見にすぎず、個人情報やプライバシー保護を強調しすぎると、サービスの向上を削ぐことになるので、「人格権」に係らない部分については、十分に開示できると主張する。

第 4 諮問実施機関の説明

諮問実施機関は、弁明書及び当審査会の意見聴取で、本件処分について、次のとおり説明した。

まず、センターは会員の会費で運営しており、会員の意見を可能な範囲でセンターの運営に反映したいと考えているが、利用者アンケートの結果については、公開は当初から考えておらず、現在も公開していない。

また、利用者アンケートの個票は公開されないことを前提に記述されたものと考えられ、その中には、回答者の個人的事柄、心情など人格と密接に関連する情報も記載されており、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあり、このことから、条例第 7 条第 2 号本文に該当すると説明する。

また、直筆で記載されたアンケートの記載内容を公開した場合は、公にされることを望まない回答者が、今後、実施する各種アンケート調査において、事後公開の可能性を考慮し、率直な意見を記載しない、又は控えるなど、センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、このことから、条例第 7 条第 6 号本文に該当するものと説明する。

第 5 本件処分に対する当審査会の判断

1 公文書の特定

本件開示請求に対し、諮問実施機関が本件処分で特定した公文書（以下「本件公文書」という。）は、「平成28年2月から同年4月までの期間で、観光・地域振興局地方創生推進室が実施した、センターの会員を対象にした利用者アンケートの回答の個票の全て」であり、本件公文書の特定について争いはない。

本件公文書は、当該期間にセンターを利用した116名の会員に直接配付され、そのうち32名の会員から後日郵送等で回答されたものである。

なお、センター事業の担当課は、組織の見直しにより、平成29年4月1日から総合政策局少子化対策・県民活躍課に変更されている。

2 本件処分の妥当性

(1) 条例第7条第2号の該当性

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、同号ただし書に該当する情報を除き、非開示情報としている。

当審査会において、本件公文書を見分したところ、無記名回答で、お見合いシステム（登録内容や公開情報、システム全般）やセンターの運営（利用時間、場所、手続き、体制など）に対し、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）が記載されていた。なお、記載方法は、大多数が自筆によるものであったが、パーソナルコンピュータで動作するワープロソフトにより回答を直接印刷したもの及び欄外として別の紙に回答を印刷するといった自筆以外のものも見受けられた。

条例第7条第2号本文の「個人に関する情報」について、最高裁判決（最高裁平成15年11月11日第3小法廷判決・民集57巻10号1387頁）では、「個人の思想、信条、健康状態、所得、学歴、家族構成、住所等の私事に関する情報に限定されるものではなく、個人に関わりのある情報であれば、原則として同号にいう「個人に関する情報」に当たると解するのが相当である。」とされている。

本件公文書に記載されている内容は、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）であることから、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報」であると認められる。

次に、条例第7条第2号本文前段は、個人に関する情報に含まれる記述等により、特定の個人を識別することができるものについては非開示情報としている。

東京地方裁判所判決（平成15年5月16日判決・行政文書不開示決定取消請求事件）では、「開示された情報のみでは特定の個人を識別できるとはいえないが、ほとんどそれと等しいもの、すなわち、一般人が容易に入手し得る情報と組み合わせると特定の個人が識別され得る場合」は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第1号前段（個人識別情報）の不開示情報であると判断されている。

本件公文書については、その筆跡や記載内容により、一般人が直ちに特定の個人を識別できるとまでは言えないため、条例第7条第2号本文前段（個人識別情報）の非開示情報には該当しないと考える。

次に、条例第7条第2号本文後段は、特定の個人が識別されなくても、それを開示する

ことで、個人の権利利益を害するおそれがあるものについては非開示情報としている。

鹿児島地方裁判所判決（平成27年12月15日判決・判例時報2298号28頁）では、自殺した中学生のいじめに関して出水市教育委員会が全校生徒を対象に実施したアンケート調査に係る自筆のアンケート用紙に記載された「回答者自身の気持ちや悩み」は、「特定の個人を識別することができなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報」として、出水市情報公開条例（平成18年出水市条例第16号）第7条第1号後段の不開示情報（特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）に該当すると判断されている。

本件公文書に記載されているセンターを利用しているという情報は、回答者にとっては結婚活動をしているという、まさに個人に関わりのある情報であり、一般的に第三者に知られたくない情報であると考えられる。こうした中、本件公文書を公にした場合、身近な関係者であれば、本件公文書の筆跡や記載内容を見ることによって、特定の個人が識別される可能性があり、その場合、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

これらを踏まえると、諮問実施機関が、公文書部分開示決定通知書において、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため非開示としたという判断には相当の理由があるものと認められ、条例第7条第2号本文後段（特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの）の非開示情報に該当するものと認められる。

なお、諮問実施機関においては、本件公文書の結果を統計的に取りまとめた一覧表を作成しており、当該一覧表については、平成29年3月2日付け地創第256号の公文書開示決定通知書により、審査請求人に対して既に全部開示している。

(2) 条例第7条第6号の該当性

条例第7条第6号は、県、国、独立行政法人等又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、非開示情報としている。

本件公文書は、諮問実施機関が富山県法人会連合会に運営委託しているセンターの更なる利便性の向上を図ることを目的に実施されたアンケートの回答の個票である。よって、本件公文書は、条例第7条第6号の「県が行う事務又は事業に関する情報」に該当することは、明らかである。

また、一般的に、アンケートの実施に際し、公開を予定していることを事前に明示していない場合は、当該アンケートの回答の個票の内容が公開されないと理解している人が多数であると考えられる。

本件公文書は、回答者から提出されたアンケート調査票そのものであり、回答者の具体的な意見や感想（個人の内心）が記載された個人に関する情報である。また、無記名であるが、身近な関係者が筆跡や記載内容を見ることによって、特定の個人が識別されてしまう可能性があるものと認められる。

こうしたことから、本件公文書については、公にされることに抵抗を感じない回答者が存在する一方で、記載内容を第三者に見られることに抵抗感を持つ回答者や、筆跡により

特定の個人が識別されてしまうのではないかと不安から、公にされることを望まない回答者も存在するものと考えられる。

そして、本件公文書を公にすることで、公にされることを望まない回答者が、今後のアンケート調査への協力を躊躇し、率直な意見を記載しなくなることにより、アンケート調査が回答者の意見を正確に反映しなくなり、結果として、アンケート調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、諮問実施機関が、公文書部分開示決定通知書において、「今後、実施する各種アンケート調査において、事後公開の可能性を考慮し、率直な意見を記載しない、又は控えるなど、センター事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とした」という判断には、相当の理由があるものと認められることから、条例第7条第6号本文の非開示情報に該当するものと認められる。

3 結論

以上のとおり当審査会は、センターの会員を対象にした利用者アンケートの回答の個票の全てのうち、お見合いシステム（登録内容や公開情報、システム全般）やセンターの運営（利用時間、場所、手続き、体制など）に対し、回答者の個別、具体的な意見や感想（個人の内心）が記載されていた部分を非開示とした、諮問実施機関の部分開示決定については妥当であると判断する。

第6 当審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
平成 29 年 7 月 19 日	諮問実施機関（富山県総合政策局少子化対策・県民活躍課）から諮問書を受理
平成 29 年 10 月 4 日	審査請求人に意見書の提出を依頼
平成 29 年 10 月 30 日 （第 154 回審査会）	・ 諮問事案の概要説明 ・ 審議
平成 29 年 11 月 27 日 （第 155 回審査会）	審議
平成 30 年 1 月 24 日 （第 156 回審査会）	・ 諮問実施機関から非開示理由等を意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 2 月 21 日 （第 157 回審査会）	審議
平成 30 年 3 月 19 日 （第 158 回審査会）	審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
岩 田 繁 子	富山県婦人会会長	
岩 本 聡	北日本新聞社論説委員長	
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
蟹 瀬 美和子	元富山県社会福祉協議会専務理事	
竹 地 潔	富山大学経済学部教授	会 長
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	